

### 役員・株主等の変更に係る新旧対照表

新任および退任に伴い変わった役員・株主等だけでなく  
継続している役員・株主等もすべて記載してください。

注1) 「役員・株主等」とは、役員（監査役を含む）、相談役、顧問、法定代理人、政令で定める使用人及び100分の5以上出資している全ての者のこと。

注2) 新旧ともにすべての役員・株主等を記載すること。

注3) 出資の割合は変更の有無に関わらず必ず記載すること。

注4) 新任又は退任した者等について、その旨を( )書きで記載すること。